

「みやざき出会い・結婚応援企業」募集要領

平成30年4月1日

改定 平成31年1月1日

福祉保健部こども政策課

1 目的

少子化の一因である未婚化・晩婚化対策として、結婚を希望する独身者に対して、そのきっかけづくりを支援し、社会全体で出会いや結婚を希望する独身者を応援する気運醸成に資する取組を行う企業・団体等を募集する。

2 定義

3の応募条件に掲げる各要件を満たし、4の登録方法により登録した者を「みやざき出会い・結婚応援企業」という。

3 応募条件

(1) 団体資格

宮崎県内に本社又は主たる事務所を有する企業及び民間団体等とする。
ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年度宮崎県条例第18号）第2条第1号から第4号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、又は暴力団関係者
- ② 宗教活動や政治活動を目的とする団体等
- ③ ①、②以外で反社会的活動を行う団体又は関連のある団体等
- ④ 結婚支援以外の目的で、面識のない異性との交際を求める者の求めに応じ、その異性交際の紹介を行う団体又はこれに類する団体等
- ⑤ その他、県が適切でないとした団体等

(2) 活動資格

別に定める宮崎県出会い・結婚応援ガイドラインに留意し、従業員や施設利用者等への情報提供を通じて結婚を応援する気運醸成に資する活動に取り組むこと。ただし、次に掲げるようなことは行ってはならない。

- ① 社会通念に照らして適当ではない行為
- ② 当事業以外の業務への勧誘や商品の販売・販売の斡旋など、事業趣旨を逸脱する活動

4 登録方法

みやざき出会い・結婚応援企業の登録方法については、次のとおりとする。

- (1) 登録を受けようとする企業及び団体等（以下「登録申込者」という。）は、登録申込書（別記様式1）をみやざき結婚サポート事業業務委託先（以下「委託先」という。）に提出する。
- (2) 委託先は、登録申込書を審査の上、登録する。

- (3) 委託先は、みやざき出会い・結婚応援企業への登録を行ったときは、「みやざき出会い・結婚応援企業登録証」に登録申込書に記載された内容を記載して登録申込者に送付するとともに、県に登録内容を報告する。
- (4) 県は、登録内容に基づき、県の結婚支援ポータルサイト「えんむすびみやざき」に、その情報を掲載する。
- (5) 登録内容に変更があったときは、別記様式2により委託先に速やかに届け出る。
- (6) 登録を辞退しようとするときは、別記様式3により委託先に速やかに届け出るとともに、「みやざき出会い・結婚応援企業登録証」を返還する。
- (7) 県は、必要があると認めるときは、登録申込者が3の応募条件(1)①又は③に該当する者であるかについて警察本部に照会することができる。
- (8) みやざき出会い・結婚応援企業に登録した者が3の応募条件(1)、(2)に該当しなくなった場合、又は県が適切でないと認める場合は、登録を取り消すことがある。
- (9) 登録及びポータルサイトへの掲載等の際し、登録料・手数料等の料金は要しない。